

議案第71号

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県税条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「第158条の2第1項」の次に「(第1号に係る部分に限る。)」を加える。

第28条の2第2項中「第45条の3の2第2項」を「第45条の3の2第3項」に、「第317条の3の2第2項」を「第317条の3の2第3項」に改める。

第100条の3第1項及び第2項中「又は第5項」を「, 第5項又は第6項」に改め, 同条第3項中「又は第3項」を「, 第3項又は第4項」に改める。

第100条の6第1項第3号中「記入」を「変更記録」に改める。

附則第5条の6第1項中「附則第18条第3項」を「附則第18条の2第3項」に改める。

附則第6条の7を削る。

附則第16条第1項中「第9条第6項」を「第9条第7項」に改め, 同条第2項中「次条第1項」を「次条」に改める。

附則第16条の4の次に次の1条を加える。

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第16条の5 知事は, 当分の間, 納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第100条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは, その延長された納期限)後において知つた場合において, 当該事実が生じた原因が, 国土交通大臣の認定等(法附則第12条の2の11第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。)の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは, 当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして, 法第168条第2項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定(法第171条及び第172条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は, 前項の不足額に, これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第1項及び第18条第1項の規定の適用については, 法第17条の5第1項中「5年」とあるのは「7年」と, 法第18条第1項

中「5年間」とあるのは「7年間」とする。

附則第17条の3第2項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

(鹿児島県産業廃棄物税条例の一部改正)

第2条 鹿児島県産業廃棄物税条例（平成16年鹿児島県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第733条の18第7項」を「第733条の18第8項」に改める。

(鹿児島県核燃料税条例の一部改正)

第3条 鹿児島県核燃料税条例（平成29年鹿児島県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第278条第6項」を「第278条第7項」に改める。

(鹿児島県核燃料税条例の一部改正)

第4条 鹿児島県核燃料税条例（令和5年鹿児島県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第278条第6項」を「第278条第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号から第4号までに掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
- (2) 第1条中鹿児島県税条例附則第16条の4の次に1条を加える改正規定及び附則第17条の3第2項の改正規定並びに第2条から第4条までの規定並びに次条の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中鹿児島県税条例第28条の2第2項の改正規定 令和7年1月1日
- (4) 第1条中鹿児島県税条例第100条の3の改正規定及び附則第3条の規定 令和7年4月1日

(自動車税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の5の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「2号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例附則第17条の3の規定は、令和5年度分の2号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和6年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの2号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第3条 新条例第100条の3の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、4号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正等に伴い，所要の改正をしようとするものである。